

# 核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第380回

令和2年11月2日（月）

原子力規制委員会

# 核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第380回 議事録

### 1. 日時

令和2年11月2日(月) 13:30～14:11

### 2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

### 3. 出席者

#### 担当委員

田中 知 原子力規制委員会 委員

#### 原子力規制庁

山形 浩史 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長

志間 正和 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

菅生 智 原子力規制庁 新基準適合性審査チーム チーム員

大塚 伊知郎 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

鈴木 一寿 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

松田 篤幸 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

#### 日本原燃株式会社

佐々木 泰 埋設事業部 開発設計部長

小澤 孝 埋設事業部 開発設計部 安全評価グループリーダー

北城 諒一 埋設事業部 開発設計部 安全評価グループ担当

嶋田 尚輝 埋設事業部 開発設計部 設備設計グループ副長

### 4. 議題

(1) 日本原燃株式会社廃棄物埋設施設の事業変更許可申請について

### 5. 配付資料

資料1-1 審査方針を踏まえた生活環境の状態設定について

## 6. 議事録

○田中委員 それでは、定刻になりましたので、第380回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開始いたします。

本日の議題は、日本原燃廃棄物埋設施設の事業変更許可申請についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策のため、テレビ会議システムを利用しております。

最初にテレビ会議システムでの会合における注意事項について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○志間チーム員 規制庁の志間でございます。

本日はテレビ会議システムでの開催ということで、数点注意事項をお話しさせていただきます。まず、説明者は名前、資料番号、ページを明確にして説明するようにしてください。そして資料については可能な限りモニターに映すようにしてください。

また、音声聞き取れない場合などにつきましては、お互いにその旨を伝え、再度説明をしていただくようにしていただくことにしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

注意事項の説明は以上です。

○田中委員 それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議題に入りたいと思います。

日本原燃のほうから、まず、資料の1-1につきまして説明をお願いいたします。

○日本原燃（小澤グループリーダー） 日本原燃の小澤でございます。

それでは、資料1-1について御説明いたします。

本資料は、2020年10月7日の原子力規制委員会において了承された「将来の人間活動に関する設定」に関する審査方針に対して、当社の考え方が適合しているかどうかといったところを整理した資料でございます。

1ページ目をお願いいたします。1ページ目の第1表にその審査方針の内容を記載してございますが、それぞれ自然事象シナリオについて生活様式の設定の考え方が示されてございます。

この方針を受けまして、これまで当社のほうで整理しておりました生活環境の状態設定に関しまして、改めてこの方針に沿ったものになっているかどうかといったところを確認

いたしました。結果といたしまして、評価対象とする被ばく経路等について一部見直しを行いましたので、その内容について2ページ以降で御説明いたします。

2ページ目をお願いいたします。ここでは水利用と土地利用に伴う被ばく経路の選定の考え方を整理してございます。被ばく経路の選定に際しては、審査方針で示されてございますように、最新の統計等に基づいて設定をしてございます。統計等については、一部古い年代の情報もございますけれども、いずれも現在利用可能な最新の統計情報として、それらを用いて設定してございます。

(1)の水利用に関しましては、大きく変更した点といたしまして、沢の利用と井戸の利用につきまして、水道の普及率を考慮して現実的な設定に変更してございます。

特に一つ目のポツになりますけれども、飲用経路に関しましては、飲用水としては埋設地の近傍の沢水や井戸水ではなく、水道水を利用することが現実的でありかつ合理的に保守的な仮定であるというふうに考えまして、確からしい自然事象シナリオ及び厳しい自然事象シナリオの両方で考慮しないということとしてございます。

また、ちょっと飛んで四つ目のポツになりますけれども、こちらは沢を利用して生産される畜産物の摂取でございますけれども、こちらも当社が実施した調査によりますと、畜産用水としては上水道、すなわち水道が用いられているということから、本被ばく経路につきましても、いずれのシナリオでも考慮しないということにいたしました。

二つ目と三つ目に記載しています水産物の摂取、あるいは灌漑農産物の摂取につきましては、これまでと同様、統計等に基づきますと、将来も生じ得る被ばく経路であるということで、これらについてはこれまでどおり評価対象としてございます。

見直し後の全部の被ばく経路につきましては、次の第2表のほうに整理してございます。今、御説明した内容になりますけれども、結果といたしまして、確からしいシナリオ、厳しいシナリオでは、従来よりは被ばく経路のほうは少なくなっているということになります。

次に、土地利用に伴う被ばく経路について御説明します。3ページになります。

土地利用につきましては、統計等に基づきますと、住宅の建設、あるいは農耕地としての利用というのが想定されますので、こちらについては従来と同様に、被ばく経路に関しては従来と同じとして変更はございませんので、詳細についての御説明は割愛させていただきます。

続きまして、評価対象個人の設定について御説明いたします。4ページになります。

評価対象個人につきましては、確からしい自然事象シナリオ、厳しい自然事象シナリオ共にこれまでは就労形態に着目して、漁業従事者、農業従事者、畜産業従事者、建設業従事者、居住者を対象としてございました。考え方については4ページのところに記載しているとおりでございます。

今回の方針を受けまして変更したところとしましては、確からしい自然事象シナリオにつきましては、より現実的な評価を行うという観点で、六ヶ所村の産業別就業者のほぼ半数を占める第三次産業に従事する人を対象とすることといたしまして、評価対象個人としましては、廃棄物埋設地に居住する人のみを対象とすることといたしました。居住者を対象といたしますので、それぞれ生産される水産物ですとか、農産物といったものについては、市場に流通したものを摂取することを想定してございます。

また、厳しい自然事象シナリオにつきましては、評価対象個人については、変更はございません。

ただ、先ほど御説明しました被ばく経路の選定におきまして、畜産物を摂取する経路を対象外といたしましたので、対象としては畜産業従事者は残っておりますけれども、畜産物を摂取することによる被ばくは想定しないということになります。

6ページのほうに、今、御説明した内容を表で整理してございます。確からしい自然事象シナリオについては、居住者だけを対象にするという形で整理してございます。

続きまして7ページをお願いいたします。こちらでは評価パラメータの設定の考え方について整理してございます。

評価パラメータに関しましては、基本的には統計等を利用可能な場合は、その情報に基づいて現実的、また保守的と考えられる値を設定してございます。

また、統計等を利用できないものにつきましては、統計以外の情報を、例えば想定される埋設地の環境等から設定を行いますけれども、やはり、現実的な設定が困難な場合が多いでございますので、こちらにつきましては、厳しい自然事象シナリオで用いるような保守的な値を設定することといたしまして、確からしい自然事象シナリオと厳しい自然事象シナリオでは同じ値を設定してございます。

具体例といたしまして原子力規制委員会のほうで挙げられた四つのパラメータについては、次のページの第5表で整理してございますが、いずれも、今、御説明した考え方で設定してございます。詳細の説明については割愛させていただきます。

最後になりますけれども、今、御説明した見直しを反映した線量の結果を11ページのほ

うで整理してございます。

被ばく経路等につきまして、今、御説明したように、現実的な設定としたことで、線量の結果につきましては、これまで御説明、御提示していた値よりは小さくなる結果となっております。線量の結果につきましては許可基準規則で示されている線量基準に対しては下回っているということで、許可基準規則に対して適合しているものと考えてございます。

御説明は以上になります。

○田中委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、規制庁のほうから質問、確認をお願いいたします。

○大塚チーム員 原子力規制庁の大塚でございます。

パラメータの設定の考え方について、二、三、確認させていただきたいと思います。

具体的には資料の7ページになるんですけども、先ほどの御説明の中で規制委員会において議論した四つのパラメータ、データ等に基づいて決めることが困難であるもの、これらについては厳しい自然事象シナリオと可能性の高い自然事象シナリオで同じ数字を使う、厳しい側で設定しますという御説明だったかと思うんですけども、一方、今回、評価に使う全てのパラメータが提示されたわけではないんですけども、これまでに提出された資料ですと、安全評価に使う120前後のパラメータの中で線量に効くやつは設定を分けているんですけども、それ以外のものについては、共通的な設定のものが多かったかと記憶しているんですが、今回、審査方針を踏まえて、それらのパラメータについても厳しい自然事象シナリオと可能性の高い自然事象シナリオで別々のパラメータ設定を行うという方針なのでしょうか。その点、確認させていただければと思います。

○日本原燃（小澤グループリーダー） 日本原燃の小澤でございます。

評価パラメータの設定につきましては、基本的には審査方針で示された考え方に従って、それぞれ可能性の高い自然事象シナリオについては、より現実的な値を設定する、厳しいシナリオについては保守的な値を設定するという考え方ではございますけれども、必ずしも全てを現実的な値を設定するというのが困難、大部分が現実的な設定をするということが困難なパラメータであるということもありまして、基本的には生活様式に関するパラメータはどちらも共通の値にしてございます。考え方としては、最も厳しいシナリオの考え方で保守性を持った設定としてございます。その設定に際しては、線量への感度等も

考慮して、また、将来の不確実性等も加味した上で、同じ設定としてございます。

具体的に申しますと、摂取量になりますけれども、例えば、摂取量ですと、長期的に摂取量が大きく桁で変動するということは考えられませんので、変動したとしても僅かなものであるということを考えますと、その変動自体が線量に与える影響というのは小さいと考えられますので、摂取量については、どちらも保守側に設定するという事で厳しい自然事象シナリオと最も可能性の高い自然事象シナリオについては、いずれも保守性を持った値としては同じ値を設定してございます。

今、例として摂取量を挙げましたけれども、基本的には審査方針で示された考え方を踏襲しつつも、結果的には最も可能性の高い自然事象シナリオでも保守的に設定しているということになります。

御説明は以上です。

○大塚チーム員 原子力規制庁の大塚でございます。

ただいまの御説明、ありがとうございました。

幾つか、いろんなことを御説明されたので確認なんですけれども、そうしますと、前回の規制委員会で示した四つのパラメータ以外についても、データ等に基づいて決められない生活環境に関するパラメータについては、最も厳しい自然事象シナリオと最も可能性の高い自然事象シナリオで共通的なパラメータを設定しているものがあると。それらのパラメータというのは、そもそもパラメータの成り立ちからして変動幅が小さい、したがって、線量への感度が小さいものに関しては、より安全側のパラメータを設定することで保守性を担保すると理解しましたが、それは正しいでしょうか。

○日本原燃（小澤グループリーダー） 日本原燃の小澤でございます。

今、大塚さんのおっしゃったとおりの考え方でございます。

○大塚チーム員 規制庁の大塚でございます。

ありがとうございます。

最後にもう1点なんですけれども、その際の保守側の設定ということなんですけど、資料を見ますと、「適切な保守性を加味した上で」というような表現があるんですけども、そこだけを見ますと、最も厳しいシナリオのパラメータと最も可能性が高いシナリオのパラメータがあって、何となく中間的なものを設定してかのような雰囲気もあるんですけど、それはそうではなくて、共通的に設定するパラメータというのは、本来であれば、最も厳しいシナリオのほうに設定するようなパラメータ、それを両方に使うという理解でよろし

いですか。ちょっと細かい点ですが、確認でございます。

○日本原燃（小澤グループリーダー） 日本原燃の小澤でございます。

基本的な考え方は、今、大塚さんがおっしゃったとおりでございます。厳しいシナリオの考え方に従って設定した値を確からしいシナリオでも用いるということになりますので、値自体は厳しい保守側の設定としてございます。

○大塚チーム員 規制庁の大塚でございます。

今の点は理解いたしました。

あと、今後、個別具体のパラメータを提出していただくとお思いますので、そこでまたその考え方に基づいて設定されていることを確認させていただければと思います。

私からは以上です。

○田中委員 あと、ありますか。

○志間チーム員 規制庁の志間です。

ただいま、大塚のほうから質問した回答に含まれている点になるかもしれませんが、念のための確認でございます。

先ほど、大塚のほうから統計等に基づき設定されることが困難であるパラメータ設定のところ、6.の(1)の2ポツ目についても質問がなされたと思いますけれども、それに対しては、確からしい自然事象シナリオ、厳しい自然事象シナリオにおいても、いずれも同じ値を設定するという説明がなされております。

一方で、審査方針のほうにつきましては、統計等に基づき設定することが困難である場合においては、最も厳しい自然事象シナリオでは線量が最も厳しくなる保守的な値と、最も可能性の高い自然事象シナリオでは、当該パラメータの特性を踏まえて現実的と考えられる値を用いることを原則とするとしておりまして、同じ値を設定するということを求めているものではございません。

こちらにつきまして、審査方針では求めております最も可能性の高い自然事象シナリオで、当該パラメータの特性を踏まえて現実的と考えられる値を用いることを原則とするということを求めているんですけれども、こちらについては、一度、現実的と考えられる値を用いることを検討した上で、それでも困難であったがゆえに最も厳しい自然事象シナリオと同じ最も線量が厳しくなる保守的な値と同じ値を設定するようにしたと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○日本原燃（小澤グループリーダー） 日本原燃の小澤でございます。



少し説明は先ほどと同じ説明になってしまうかもしれませんが、資料にも記載してございますように、統計等に基づいて設定できないものについても、まずは現実的な設定ができるかどうかというところを検討して、それができないということをきちんと整理をして、これまでパラメータ設定根拠集というものを御提示させていただいておりますけれども、その中にきちんと今の審査方針に従って検討した結果、同じ値に設定しているというのをお示しはしたいと思います。

考え方としましては、審査方針に従って現実的な設定を試みた上で最終的には保守的な設定にしているというところが分かるように、パラメータの根拠資料集のほうには記載させていただきたいと思います。これまでは、その辺りが十分記載されていなかったところを改めて整理をして御提示させていただきたいと思います。

○志間チーム員 承知しました。ありがとうございます。

○田中委員 あとはよろしいですか。いいですか。

それでは、次に移りますが、次は資料1-2の説明をお願いいたします。

○日本原燃（小澤グループリーダー） 日本原燃の小澤でございます。

引き続きまして、資料1-2について御説明いたします。

資料1-2につきましては、第371回の審査会合でいただいたコメントに対する回答をまとめた資料になります。コメントといたしましては4点いただいております、それぞれについて回答する形で整理してございます。

まず、1点目のコメントについての回答になりますけれども、まず、1点目のコメントでございますけれども、こちらは前回の審査会合におきまして当社のほうから塩素36についての本申請での取扱いについて御説明いたしました。その中で1号の廃棄物埋施設については、塩素36を主要な放射性物質として選定するということを御説明させていただきましたけれども、その際に具体的な管理方法について説明するようコメントをいただいております。

回答のほうにつきましては、添付資料1のほうで整理してございますので、そちらのほうで御説明いたします。ページ番号は通しではないですけれども、添付資料1の1ページをお願いいたします。

まず、「はじめに」のところでは、今の廃棄体及び廃棄物埋施設の管理に関する全体概要を整理してございます。現在、1号及び2号廃棄物埋施設については操業をしてございます。廃棄体に関しましては、当社の保安規定に廃棄物受入基準、以降はWACと言いま

すけれども、WACを定めて、その基準に適合することを記録等で確認してございます。その確認項目の中には主要な放射性物質の最大放射能濃度が含まれておりまして、現在は今の申請書に記載してございます11核種を対象に確認を実施してございます。

また、塩素36に関しましても、自主管理として管理を行っているということで、基本的には現状も塩素36については管理を実施しているという状況でございます。

また、放射エネルギーに関しましても、廃棄物埋設施設の確認という形になりますけれども、放射エネルギーに関しても同様に管理を実施しているところでございます。

管理の実施フローを次の2ページ目の第1図に示してございますが、それぞれの各断面で当社のほうでは、特に廃棄体に関しましてはそれぞれのところで受入基準に適合しているかどうかというところを確認している状況でございます。

このような状況を踏まえまして、改めて塩素の管理の考え方について整理してございます。これは3ページ目以降になります。

3ページ目に基本的考え方ということで整理してございますが、基本的には、今、御説明した内容と同様でございます。ただ、1号廃棄物埋設施設につきましては、前回御説明したように、塩素36につきましては相対重要度が1%以上になるということで、主要な放射性物質として選定いたしますので、1号につきましては、塩素36をWACのほうで定めて管理を行うことを基本的な考え方としてございます。

一方で、2号及び3号廃棄物埋設施設については、主要な放射性物質となりませんので、従来と同様、今、実施している方法と同様に自主的な管理によってそれぞれ、後ほど御説明しますけれども、評価で用いた値を超えないような管理を継続するというのを考えてございます。

同じく3.(1)のところ管理値ということで書いてございますけれども、管理を行う値は今回の変更申請におきまして線量評価で用いた値としてございます。その値は第1表のほうに示してございます。

1号につきましては、7～8群について埋設対象を変更するというので、7群、8群については細かい設定としてございますけれども、いずれにしても、今回の変更申請において評価で用いた値を管理値として整理してございます。

また、具体的な数字ということではございませんけれども、埋設上の制限ということで、放射エネルギーの設定の際の条件といたしました廃棄体の種類、こちらについては制限ということで、例えば、1号につきましてはGCRの廃棄体を対象外とするなど、そのほか2号につい

ては充填固化体になりますけれども、PWRの一次系の液体フィルタについては対象外とすることで、こういった廃棄体の制限の管理も行う予定にしております。

参考といたしまして、第2表のほうに、今現在、実施している管理値のほうを示してございますけれども、基本的には、今、実施している第2表の管理値は第1表の値よりも小さい値になっておりますので、今の現在の管理を継続したとしても、第1表の値は超えないというふうに考えてございます。

塩素の管理ということに関しましては、今現在、実施しております管理をベースにいたしまして、今回の変更申請で行っている値に適切な時期に置き換えて管理をするということを考えているところでございます。

あと、参考といいますか、別紙ということで、塩素の放射能濃度の評価方法ということで別紙ということでつけてございますけれども、これは今後塩素を確認する上で必要となる情報ということで掲載してございます。

具体的な廃棄体中の塩素36の放射能濃度の評価方法について整理したものでございますが、こちらはこれまでの審査会合等で御説明してきた放射能濃度評価方法の内容とほぼ同じ内容になってございます。均質・均一についても平均放射能濃度で評価するといったような内容、2号についてはスケーリングファクタ等を用いて評価するといったような内容になっておりますけれども、詳細については説明は割愛させていただきます。

1点目のコメントに対する回答は以上でございます。

引き続きまして、2点目のコメントに対する回答について御説明いたします。

2点目につきましては、平常時の被ばく評価、平常時の評価の中でも外部被ばくに関する評価に関するコメントをいただいております。内容といたしましては、廃棄体の表面線量当量率の設定に関して説明することとのコメントをいただいております。

このコメントを踏まえまして、平常時の評価については、一部評価の条件を見直してございます。そちらは後ほど御説明する耐震重要度の評価とも関係しますけれども、同じ外部被ばくの評価をしております耐震重要度の評価との整合性という観点で定置する廃棄体の表面線量率の設定について見直しをしてございます。

これまで3号の廃棄物埋設施設につきましては、最上段以外に定置する廃棄体の表面線量当量率を10mSv/hと設定していたしました。これは受入れる最大の表面線量当量率ということで10mSv/hを設定してございました。

一方で、耐震重要度の評価のほうでは、いわゆる放射線量から換算した値であります

2mSv/hと設定してございましたので、そちらとの評価の整合性を考慮して、平常時の評価に関しましても3号につきましては2mSv/hで設定して再評価を行うこととしてございます。

結果のほうは表のほうで整理してございますが、こういった現実的な設定にしたことで、平常時の評価に関しましては $26\mu\text{Sv}/\text{年}$ から $23\mu\text{Sv}/\text{年}$ ということになってございます。

コメントとしましては、表面線量当量率の設定について説明することというコメントでございましたけれども、ほかの評価との整合性の観点から一部見直した内容について回答してございます。

続きまして、3点目のコメントに関しての回答でございます。こちらは先ほどもちょっと触れましたけれども、耐震重要度の評価についてのコメントでございます。

耐震重要度の評価については、1から3号を重畳評価を行う必要があるというコメントをいただいております。

このコメントを踏まえまして、耐震重要度の分類に際しては、1から3号の線量を重畳することといたしまして、重畳した線量の結果から耐震重要度としてはCクラスと判断する考え方としてございます。

評価に際しましては、先ほどの平常時の評価とも関係しますけれども、こちらとの整合性という観点で、1号及び2号につきましては、総放射エネルギーから求められる表面線量当量率として10mSvまで、最上段以外に定置する廃棄体については表面線量当量率10ミリ、これまでは2ミリということで評価してございましたけれども、10ミリに見直して再評価をしてございます。

結果については、線量は変わってございますけれども、結論としてCクラスとすることについての結論は変更はございません。

最後になりますけれども、4点目のコメントに対する回答について御説明いたします。

こちらは埋設クレーンについて、安全機能を有する施設に含めないことについての考え方を説明することとのコメントをいただいております。

これまで埋設クレーンにつきましては、内部被ばくの線量の結果から、その結果を用いまして安全機能を有する施設には該当しないということを御説明しておりましたけれども、あわせて、今回は外部被ばくに関わる影響を加えまして、それぞれ内部被ばくと外部被ばくを考慮した上で、その結果が十分線量が小さいということで、両方を考慮した上でも3号の埋設クレーンについては、安全機能を有する施設には該当しないということで整理してございます。

結論といたしましては、外部被ばくを考慮しましたが、結果として3号の埋設クレーンについては、安全機能を有する施設には該当しないというふうに考えてございます。御説明は以上でございます。

○田中委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、規制庁のほうから質問、確認をお願いいたします。

○鈴木チーム員 規制庁の鈴木です。

コメント①の塩素36の管理についてです。

受入れる廃棄体に含まれる塩素36の管理については、基本的に記録の確認により行われているということは理解しましたが、それは添付資料1の1ページに記載のあるとおり、各原子力発電所において適切な品質管理がなされていることが前提となっています。添付資料1の2ページの図の①廃棄体製作の箇所に、2年に1回の頻度で日本原燃の社員が電力会社の品質保証体制等について監査を実施するとの記載がありますが、具体的にはどのようなことをしているのか説明してください。

○日本原燃（小澤グループリーダー） 日本原燃の小澤でございます。

廃棄物の確認に関しましては、第1図にお示したように、基本的には監査という形で確認をしております。廃棄体製作に関する監査におきましても、基本的には記録での監査ということになりますが、その内容としましては、文書体系ですとか、あるいは業務分担体制、調達、あるいは手順、教育といったようなもの、そういった観点での手順、あるいはマニュアル等がきちんと整備されている、電力さんの品質保証体系の中にきちんと取り込まれているということを確認して、適切な廃棄体製作が行われているということを確認しております。

したがって、廃棄体の製作に関わる必要な文書、手順、あるいは記録、そういった手順等がきちんと品質保証体系の中に取り込まれているということを確認することで適切に廃棄体が製作されているということを確認しております。

○田中委員 よろしいですか。あと。

○菅生チーム員 原子力規制庁の菅生です。

資料1-2の2ページ目の表面線量当量率の設定のことでお伺いします。

これまで3号につきましては、最上段以外は10ミリと評価していたということで、こちらはたしか受入れる廃棄体の最大の表面線量当量率から設定していたというふうに記憶し

ていますが、その設定を今回改めて、耐震重要度の設定と同じように総放射エネルギーを総埋設本数で割戻したものから基本的に換算したものとすると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○日本原燃（嶋田グループ副長） 日本原燃、嶋田でございます。

そのようなお考えで問題ございません。

○菅生チーム員 規制庁の菅生です。

そのときに1号、2号のほうは割戻したときの表面設定当量率相当が12mSv/h、1号がですね、2号が14ということで、受入れるほうは10ミリとして、評価も10ミリでやりますということなんですけれども、3号については総放射能から割戻した平均放射エネルギーは1.4なので、2でやりますと。そのときに、受入れる廃棄体の表面の最大の線量当量率というのは、3号については、これまで先ほど申し上げたとおり、10ミリだったんですけれども、これは今後変更されるとか、そういうことでしょうか。

○日本原燃（嶋田グループ副長） 日本原燃、嶋田でございます。

3号の表面線量当量率の最大値に関しましては、10ミリのままでいくということで考えております。

また、ここで、今、設定に用いているのが2mSvということになりましたので、それを踏まえまして、3号の埋設設備の外周仕切設備近傍のところには、2mSvを超えない廃棄体を定置することを定置条件として新たに設けたいと考えております。

○菅生チーム員 規制庁の菅生です。

今、御説明いただいたとおり、ピットの表面には2ミリを超えることは置かないということなんですけれども、その場合に、例えば2の隣の10を置いたとしても、線量の評価としては全て2に包含されると、そういった理解でよろしいですか。

○日本原燃（嶋田グループ副長） 日本原燃、嶋田でございます。

10mSvのものを仮に全て総放射能で換算して考えますと、トータルで約4万本程度となりまして、限られた数になることは考えられますので、2ミリの近傍に置くという配置とかも含めて考えていけば、十分今の線量結果を満足できると考えますので、10ミリに置いた場合ということは想定はしておりませんが、10ミリの配置をそれぞれ考えるということも少し考慮はすることになると思います。

○菅生チーム員 規制庁の菅生です。

評価は2でやって、実際は10も受入れるということなので、その評価と受入れとの関

係、線量評価上の関係なんですけれども、今後、こういう管理をしていくので、評価に含まれるんですと、管理の仕方、これについては確認また今後させていただければと思います。

○日本原燃（嶋田グループ副長） 日本原燃、嶋田でございます。

分かりました。

○田中委員 あと、ありますか。よろしいですか。

最後に一言、言いますが、本日は審査方針を踏まえた生活環境の設定及び前回の審査会合での審査チームからの指摘事項について日本原燃の考え方を聞きました。規制庁は、本日の資料では記載されていないパラメータ設定も含めて、また確認を進めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ほか、なければ、これをもちまして、本日の審査会合を終了いたします。ありがとうございました。